

事務連絡
平成 30 年 7 月 5 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会
健康保険組合

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

「外来年間合算に関する運用事例について」の送付について

医療保険制度の円滑な運営につきましては、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、外来療養に係る年間の高額療養費（以下「外来年間合算」という。）の支給等の事務の取扱い等については、「後期高齢者医療制度における外来療養に係る年間の高額療養費の支給等の事務の取扱いについて」（平成 29 年 12 月 4 日付け保高発 1204 第 1 号厚生労働省保険局高齢者医療課通知）等にて通知しているところですが、平成 30 年 8 月以降、平成 29 年 8 月 1 日から平成 30 年 7 月 31 日までを計算期間とする外来年間合算の支給等の事務が本格的に開始されるところです。

外来年間合算については、従来の高額介護合算療養費の仕組みと同様、被保険者が計算期間中に保険者を変更したとしても、一定の要件を満たす場合には、自己負担額を合算した上で支給を受けることができますが、各被保険者への支給に当たり、合算対象となる範囲は、保険者システムにおいて一律に判断することができず、各保険者において、どの範囲が合算対象となるかを判断していただくことが必要となります。

そこで、今般、別添のとおり、外来年間合算の支給額計算のポイントと運用事例を整理した「外来年間合算に関する運用事例について」を作成したので送付いたします。

つきましては、外来年間合算の支給等の事務を行うに当たり、ご活用いただくとともに、管内市町村（特別区を含む。）への周知をお願いいたします。

外来年間合算に関する運用事例について

平成 30 年 7 月 5 日

厚生労働省保険局

保険課、国民健康保険課、高齢者医療課

目次

第1. 外来年間合算の支給額計算のポイント	2
第2. 運用事例	3
<ケース1：被保険者2人・計算期間中に保険者を変更しない被保険者がいるケース>	3
<ケース2：被保険者2人・全ての被保険者が計算期間中に保険者を変更するケース>	10
<ケース3：被保険者3人のケース>	25
<ケース4：擬制世帯主がいるケース>	35
<ケース5：期中精算のケース>	39

第1. 外来年間合算の支給額計算のポイント

○ 外来年間合算の支給額については、各被保険者等の計算期間中の自己負担額を個人単位で合算して計算する。被保険者が、計算期間中に保険者を変更している場合、基準日保険者が計算期間中のすべての保険者からの支給額を計算する。

○ 外来年間合算の支給額計算の基礎となる合算対象額は、基準日において、同一保険者の同一世帯に属しているか否かにより判断される。

(例) 下記の例の場合、基準日において、甲と乙が同一世帯であれば③と④は合算できるが、甲と乙が別世帯であれば③と④は合算できない。基準日保険者であるB広域は、②・④部分の支給額を計算して支給するとともに、A健保の①・③部分の支給額を計算し、その結果をA健保に連絡する。



○ 外来年間合算の支給申請については、

- ・ 健康保険においては、被扶養者に係る外来年間合算も被保険者に支給されることから、被保険者が被扶養者分を含めた世帯全体の支給申請を行う
- ・ 国民健康保険においては、世帯員に係る外来年間合算も世帯主に支給されることから、世帯主が世帯員分を含めた世帯全体の支給申請を行う
- ・ 後期高齢者医療制度においては、各被保険者が個人単位で支給申請を行うこととなる。

○ 外来年間合算の自己負担額証明書については、健康保険制度及び国民健康保険制度においては、世帯単位で発行され、後期高齢者医療制度においては、個人単位で発行される。自己負担額証明書は基準日の世帯ごとに必要となる可能性があるため、1名の自己負担額証明書を複数枚発行することが必要となる場合がある。

第2. 運用事例

<ケース1：被保険者2人・計算期間中に保険者を変更しない被保険者がいるケース>

ケース1-1

(1) 事例

(8/1)

計算期間

基準日

(7/31)

甲	① A 健保の被保険者
乙	② A 健保の被扶養者

(2) 支給方法

- ・ 甲の基準日被保険者合算額：①
- ・ 甲の基準日被扶養者合算額：②

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
甲・乙に係る支給申請	甲	A 健保	なし	①・②	①のうち 14.4 万円を超える額 ②のうち 14.4 万円を超える額

ケース 1-3

(1) 事例

(8/1)

計算期間

基準日

(7/31)

甲	① A 広域の被保険者
乙	② A 広域の被保険者

(2) 支給方法

・ 甲の基準日被保険者合算額：①

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
甲に係る支給申請	甲	A 広域	なし	①	①のうち 14.4 万円を超える額

・ 乙の基準日被保険者合算額：②

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
乙に係る支給申請	乙	A 広域	なし	②	②のうち 14.4 万円を超える額

ケース 1-4

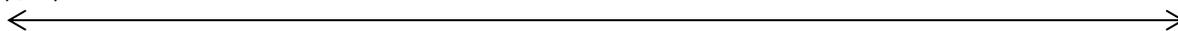
(1) 事例

基準日

(8/1)

計算期間

(7/31)



甲	① A 健保の被保険者	
乙	② A 健保の被扶養者	③ B 広域の被保険者

(2) 支給方法

- ・ 甲の基準日被保険者合算額：①
- ・ 甲の元被扶養者合算額：②

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
甲・乙に係る支給申請	甲	A 健保	なし	①・②	①のうち 14.4 万円を超える額 ②のうち 14.4 万円を超える額

- ・ 乙の基準日被保険者合算額：③

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
乙に係る支給申請	乙	B 広域	なし	③	③のうち 14.4 万円を超える額

ケース 1-5

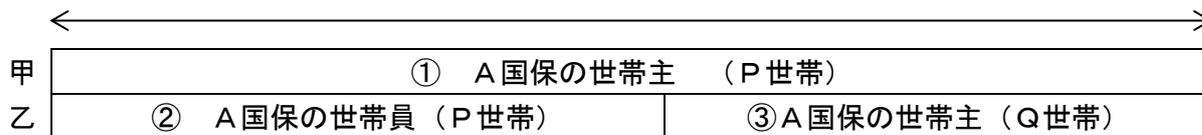
(1) 事例

(8/1)

計算期間

基準日

(7/31)



(2) 支給方法

- ・ 甲の基準日世帯主合算額 : ①
- ・ 甲の基準日世帯員合算額 : ②

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
甲・乙に係る支給申請	甲	A国保	なし	①・②	①のうち 14.4 万円を超える額 ②のうち 14.4 万円を超える額

- ・ 乙の基準日世帯主合算額 : ③

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
乙に係る支給申請	乙	A国保	なし	③	③のうち 14.4 万円を超える額

ケース 1-6

(1) 事例

基準日

(8/1)

計算期間

(7/31)

甲	① A国保の世帯主 (P世帯)	
乙	② A国保の世帯主 (Q世帯)	③ A国保の世帯員 (P世帯)

(2) 支給方法

- ・ 甲の基準日世帯主合算額 : ①
- ・ 甲の基準日世帯員合算額 : ②+③

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
甲・乙に係る支給申請	甲	A国保	なし	①・③	①のうち 14.4万円を超える額 ②+③のうち 14.4万円を超える額の③相当額
乙に係る支給申請	乙	A国保	なし	②	②+③のうち 14.4万円を超える額の②相当額

ケース 1-7

(1) 事例

(8/1)

計算期間

基準日

(7/31)

甲	① A国保の世帯主	② B広域の被保険者 (A国保の擬制世帯主)
乙	③ A国保の世帯員	

(2) 支給方法

- ・ 甲の基準日被保険者合算額 : ①+②
- ・ 甲の基準日世帯員合算額 : ③

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
甲に係る支給申請	甲	B広域	①・③の自己負担額証明書	①・② →①をA国保に連絡	①+②のうち 14.4万円を超える額の②相当額
甲・乙に係る①・③の自己負担額証明書交付申請兼支給申請	甲	A国保	なし		①+②のうち 14.4万円を超える額の①相当額
乙に係る支給申請	擬制世帯主としての甲	A国保	なし	③	③のうち 14.4万円を超える額

ケース 2-2

(1) 事例

(8/1)

計算期間

基準日

(7/31)

甲	① A 健保の被保険者	② B 健保の被保険者
乙	③ A 健保の被扶養者	④ C 国保の世帯主

(2) 支給方法

- ・ 甲の基準日被保険者合算額：①+②
- ・ 甲の元被扶養者合算額：③

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
甲に係る支給申請	甲	B 健保	①・③の自己負担額証明書	①・②・③ →①、③をA 健保に連絡	①+②のうち 14.4 万円を超える額の②相当額
甲・乙に係る①・③の自己負担額証明書交付申請兼支給申請	甲	A 健保	なし		①+②のうち 14.4 万円を超える額の①相当額 ③のうち 14.4 万円を超える額

- ・ 乙の基準日世帯主合算額：④

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
乙に係る支給申請	乙	C 国保	なし	④	④のうち 14.4 万円を超える額

ケース 2-3

(1) 事例

(8/1)

計算期間

基準日

(7/31)

甲	① A国保の世帯員 (P世帯)	② A国保の世帯主 (P世帯)
乙	③ A国保の世帯主 (P世帯)	④ A国保の世帯員 (P世帯)

(2) 支給方法

- ・ 甲の基準日世帯主合算額 : ①+②
- ・ 甲の基準日世帯員合算額 : ③+④

手続き内容	申請者	申請先の 保険者	必要添付 書類	申請先の保険 者における計 算処理	申請先の保険者からの支給額
甲・乙に係る 支給申請	甲	A国保	なし	②・④	①+②のうち 14.4万円を超え る額の②相当額 ③+④のうち 14.4万円を超え る額の④相当額
甲・乙に係る 支給申請	乙	A国保	なし	①・③	①+②のうち 14.4万円を超え る額の①相当額 ③+④のうち 14.4万円を超え る額の③相当額

ケース 2-4

(1) 事例

(8/1)

計算期間

基準日

(7/31)

甲	① A国保の世帯主	② B国保の世帯主
乙	③ A国保の世帯員	④ B国保の世帯員

(2) 支給方法

- ・ 甲の基準日世帯主合算額：①+②
- ・ 甲の基準日世帯員合算額：③+④

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
甲・乙に係る支給申請	甲	B国保	①・③の自己負担額証明書	①・②・③・④ →①、③をA国保に連絡	①+②のうち 14.4万円を超える額の②相当額 ③+④のうち 14.4万円を超える額の④相当額
甲・乙に係る①・③の自己負担額証明書交付申請兼支給申請	甲	A国保	なし		①+②のうち 14.4万円を超える額の①相当額 ③+④のうち 14.4万円を超える額の③相当額

ケース 2-5

(1) 事例

(8/1)

計算期間

基準日

(7/31)

甲	① A国保の世帯主	② B国保の世帯主
乙	③ A国保の世帯員	④ C健保の被保険者

(2) 支給方法

- ・ 甲の基準日世帯主合算額：①+②
- ・ 甲の元世帯員合算額：③

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
甲に係る支給申請	甲	B国保	①・③の自己負担額証明書	①・②・③ →①、③をA国保に連絡	①+②のうち 14.4 万円を超える額の②相当額
甲・乙に係る①・③の自己負担額証明書交付申請兼支給申請	甲	A国保	なし		①+②のうち 14.4 万円を超える額の①相当額 ③のうち 14.4 万円を超える額

- ・ 乙の基準日被保険者合算額：④

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
乙に係る支給申請	乙	C健保	なし	④	④のうち 14.4 万円を超える額

ケース 2-6

(1) 事例

基準日

(8/1)

計算期間

(7/31)

甲	① A 健保の被保険者	② B 広域の被保険者
乙	③ A 健保の被扶養者	④ C 国保の世帯主

(2) 支給方法

- ・ 甲の基準日被保険者合算額：①+②
- ・ 甲の元被扶養者合算額：③

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
甲に係る支給申請	甲	B 広域	①・③の自己負担額証明書	①・②・③ →①、③をA健保に連絡	①+②のうち 14.4 万円を超える額の②相当額
甲・乙に係る①・③の自己負担額証明書交付申請兼支給申請	甲	A 健保	なし	/	①+②のうち 14.4 万円を超える額の①相当額 ③のうち 14.4 万円を超える額

- ・ 乙の基準日世帯主等合算額：④

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
乙に係る支給申請	乙	C 国保	なし	④	④のうち 14.4 万円を超える額

ケース 2-7

(1) 事例

(8/1)

計算期間

基準日

(7/31)

甲	① A国保の世帯主	② B広域の被保険者
乙	③ A国保の世帯員	④ C広域の被保険者

(2) 支給方法

- ・ 甲の基準日被保険者合算額：①+②
- ・ 甲の元世帯員合算額：③

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
甲に係る支給申請	甲	B広域	①・③の自己負担額証明書	①・②・③ →①、③をA国保に連絡	①+②のうち14.4万円を超える額の②相当額
甲・乙に係る①・③の自己負担額証明書交付申請兼支給申請	甲	A国保	なし	/	①+②のうち14.4万円を超える額の①相当額 ③のうち14.4万円を超える額

- ・ 乙の基準日被保険者合算額：④

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
乙に係る支給申請	乙	C広域	なし	④	④のうち14.4万円を超える額

ケース 2-8

(1) 事例

(8/1)

計算期間

基準日

(7/31)

甲	① A国保の世帯主	② B広域の被保険者
乙	③ A国保の世帯員	④ A国保の世帯主

(2) 支給方法

- ・ 甲の基準日被保険者合算額：①+②
- ・ 甲の元世帯員合算額：③

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
甲に係る支給申請	甲	B広域	①・③の自己負担額証明書	①・②・③ →①、③をA国保に連絡	①+②のうち 14.4万円を超える額の②相当額
甲・乙に係る①・③の自己負担額証明書交付申請兼支給申請	甲	A国保	なし		①+②のうち 14.4万円を超える額の①相当額 ③のうち 14.4万円を超える額

- ・ 乙の基準日世帯主等合算額：④

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
乙に係る支給申請	乙	A国保	なし	④	④のうち 14.4万円を超える額

ケース 2-9

(1) 事例

基準日

(8/1)

計算期間

(7/31)



甲	① A国保の世帯主	② B健保の被保険者	
乙	③ A国保の世帯員	④ C健保の被保険者	⑤ B健保の被扶養者

(2) 支給方法

- ・ 甲の基準日被保険者合算額：①+②
- ・ 甲の基準日被扶養者合算額：③+④+⑤

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
甲・乙に係る支給申請	甲	B健保	①・③の自己負担額証明書 ④の自己負担額証明書	①・②・③・④・⑤ →①・③をA国保に連絡 →④をC健保に連絡	①+②のうち 14.4万円を超える額の②相当額 ③+④+⑤のうち 14.4万円を超える額の⑤相当額
甲・乙に係る①・③の自己負担額証明書交付申請兼支給申請	甲	A国保	なし		①+②のうち 14.4万円を超える額の①相当額 ③+④+⑤のうち 14.4万円を超える額の③相当額
乙に係る④の自己負担額証明書交付申請兼支給申請	乙	C健保	なし		③+④+⑤のうち 14.4万円を超える額の④相当額

ケース 2-10

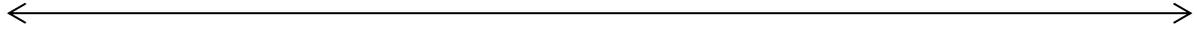
(1) 事例

基準日

(8/1)

計算期間

(7/31)



甲	① A国保の世帯主	② B広域の被保険者		
乙	③ A国保の世帯員	④ A国保の世帯主	⑤ B広域の被保険者	

(2) 支給方法

- ・ 甲の基準日被保険者合算額：①+②
- ・ 乙の基準日被保険者合算額：③+④+⑤

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
甲に係る支給申請	甲	B広域	①・③の自己負担額証明書 ④の自己負担額証明書	①・②・③ →①、③をA国保に連絡	①+②のうち 14.4万円を超える額の②相当額
甲・乙に係る①・③の自己負担額証明書交付申請兼支給申請	甲	A国保	なし	/	①+②のうち 14.4万円を超える額の①相当額 ③+④+⑤のうち 14.4万円を超える額の③相当額
乙に係る④の自己負担額証明書交付申請兼支給申請	乙	A国保	なし	/	/

- ・ 乙の基準日被保険者合算額：③+④+⑤

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
乙に係る支給申請	乙	B広域	①・③の自己負担額証明書 ④の自己負担額証明書	④・⑤ →④をA国保に連絡	③+④+⑤のうち 14.4万円を超える額の⑤相当額
乙に係る④の自己負担額証明書交付申請兼支給申請	乙	A国保	なし	/	③+④+⑤のうち 14.4万円を超える額の④相当額
甲・乙に係る①・③の自己負担額証明書交付申請兼支給申請	甲	A国保	なし	/	/

ケース 2-11

(1) 事例

基準日

(8/1)

計算期間

(7/31)



甲	① A 健保の被保険者	② B 広域の被保険者		
乙	③ A 健保の被扶養者	④ C 国保の世帯主	⑤ B 広域の被保険者	

(2) 支給方法

- ・ 甲の基準日被保険者合算額：①+②
- ・ 乙の基準日被保険者合算額：③+④+⑤

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
甲に係る支給申請	甲	B 広域	①・③の自己負担額証明書 ④の自己負担額証明書	①・②・③ →①、③をA 健保に連絡	①+②のうち 14.4 万円を超える額の②相当額
甲・乙に係る①・③の自己負担額証明書交付申請兼支給申請	甲	A 健保	なし	/	①+②のうち 14.4 万円を超える額の①相当額 ③+④+⑤のうち 14.4 万円を超える額の③相当額
乙に係る④の自己負担額証明書交付申請兼支給申請	乙	C 国保	なし	/	/

- ・ 乙の基準日被保険者合算額：③+④+⑤

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
乙に係る支給申請	乙	B 広域	①・③の自己負担額証明書 ④の自己負担額証明書	④・⑤ →④をC 国保に連絡	③+④+⑤のうち 14.4 万円を超える額の⑤相当額
乙に係る④の自己負担額証明書交付申請兼支給申請	乙	C 国保	なし	/	③+④+⑤のうち 14.4 万円を超える額の④相当額
甲・乙に係る①・③の自己負担額証明書交付申請兼支給申請	甲	A 健保	なし	/	/

ケース 2-12

(1) 事例

(8/1)

計算期間

基準日

(7/31)

甲	① A国保の世帯主	② B健保の被扶養者	③ A国保の世帯主
乙	④ A国保の世帯員	⑤ B健保の被保険者	⑥ A国保の世帯員

(2) 支給方法

- ・ 甲の基準日世帯主合算額：①+②+③
- ・ 甲の基準日世帯員合算額：④+⑤+⑥

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
甲・乙に係る支給申請	甲	A国保	②・⑤の自己負担額証明書	①・②・③・④・⑤・⑥ →②、⑤をB健保に連絡	①+②+③のうち 14.4万円を超える額の①+③相当額 ④+⑤+⑥のうち 14.4万円を超える額の④+⑥相当額
甲・乙に係る②・⑤の自己負担額証明書交付申請兼支給申請	乙	B健保	なし		①+②+③のうち 14.4万円を超える額の②相当額 ④+⑤+⑥のうち 14.4万円を超える額の⑤相当額

ケース 2-13

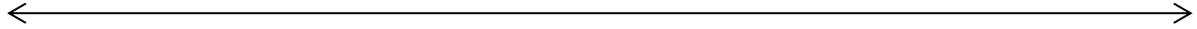
(1) 事例

基準日

(8/1)

計算期間

(7/31)



甲	① A国保の世帯主	② B国保の世帯主	③ C広域の被保険者
乙	④ A国保の世帯員	⑤ B国保の世帯員	⑥ C広域の被保険者

(2) 支給方法

・ 甲の基準日被保険者合算額：①+②+③

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
甲に係る支給申請	甲	C広域	①・④の自己負担額証明書 ②・⑤の自己負担額証明書	①・②・③・④・⑤ →①、④をA国保に連絡 →②、⑤をB国保に連絡	①+②+③のうち 14.4万円を超える額の③相当額
甲・乙に係る①・④の自己負担額証明書交付申請兼支給申請	甲	A国保	なし	/	①+②+③のうち 14.4万円を超える額の①相当額 ④+⑤+⑥のうち 14.4万円を超える額の④相当額
甲・乙に係る②・⑤の自己負担額証明書交付申請兼支給申請	甲	B国保	なし	/	①+②+③のうち 14.4万円を超える額の②相当額 ④+⑤+⑥のうち 14.4万円を超える額の⑤相当額

・ 乙の基準日被保険者合算額：④+⑤+⑥

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
乙に係る支給申請	乙	C広域	①・④の自己負担額証明書 ②・⑤の自己負担額証明書	⑥	④+⑤+⑥のうち 14.4万円を超える額の⑥相当額
甲・乙に係る①・④の自己負担額証明書交付申請兼支給申請	甲	A国保	なし	/	/
甲・乙に係る②・⑤の自己負担額証明書交付申請兼支給申請	甲	B国保	なし	/	/

ケース 2-14

(1) 事例

基準日

(8/1)

計算期間

(7/31)

甲	① A国保の世帯主	② B国保の世帯主	③ C広域の被保険者
乙	④ A国保の世帯員	⑤ B国保の世帯員	⑥ D広域の被保険者

(2) 支給方法

- ・ 甲の基準日被保険者合算額：①+②+③
- ・ 甲の元世帯員合算額：④+⑤

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
甲に係る支給申請	甲	C広域	①・④の自己負担額証明書 ②・⑤の自己負担額証明書	①・②・③・④・⑤ →①、④をA国保に連絡 →②、⑤をB国保に連絡	①+②+③のうち14.4万円を超える額の③相当額
甲・乙に係る①・④の自己負担額証明書交付申請兼支給申請	甲	A国保	なし		①+②+③のうち14.4万円を超える額の①相当額 ④+⑤のうち14.4万円を超える額の④相当額
甲・乙に係る②・⑤の自己負担額証明書交付申請兼支給申請	甲	B国保	なし		①+②+③のうち14.4万円を超える額の②相当額 ④+⑤のうち14.4万円を超える額の⑤相当額

- ・ 乙の基準日被保険者合算額：⑥

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
乙に係る支給申請	乙	D広域	なし	⑥	⑥のうち14.4万円を超える額

ケース 2-15

(1) 事例

(8/1)

計算期間

基準日

(7/31)

甲	① A国保の世帯主	② A国保の世帯員	③ C広域の被保険者
乙	④ A国保の世帯員	⑤ A国保の世帯主	⑥ C広域の被保険者

(2) 支給方法

・ 甲の基準日被保険者合算額：①+②+③

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
甲に係る支給申請	甲	C広域	①・④の自己負担額証明書 ②・⑤の自己負担額証明書	①・③・④ →①、④をA国保に連絡	①+②+③のうち 14.4万円を超える額の③相当額
甲・乙に係る①・④の自己負担額証明書交付申請兼支給申請	甲	A国保	なし		①+②+③のうち 14.4万円を超える額の①相当額 ④+⑤+⑥のうち 14.4万円を超える額の④相当額
甲・乙に係る②・⑤の自己負担額証明書交付申請兼支給申請	乙	A国保	なし		

・ 乙の基準日被保険者合算額：④+⑤+⑥

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
乙に係る支給申請	乙	C広域	①・④の自己負担額証明書 ②・⑤の自己負担額証明書	②・⑤・⑥ →②、⑤をA国保に連絡	④+⑤+⑥のうち 14.4万円を超える額の⑥相当額
甲・乙に係る②・⑤の自己負担額証明書交付申請兼支給申請	乙	A国保	なし		①+②+③のうち 14.4万円を超える額の②相当額 ④+⑤+⑥のうち 14.4万円を超える額の⑤相当額
甲・乙に係る①・④の自己負担額証明書交付申請兼支給申請	甲	A国保	なし		

ケース 3-2

(1) 事例

基準日

(8/1)

計算期間

(7/31)

甲	① A 健保の被保険者		
乙	② A 健保の被扶養者	③ B 健保の被扶養者	④ C 国保の世帯主
丙	⑤ B 健保の被保険者		

(2) 支給方法

・ 甲の基準日被保険者合算額：①

・ 甲の元被扶養者合算額：②

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
甲・乙に係る支給申請	甲	A 健保	なし	①・②	①のうち 14.4 万円を超える額 ②のうち 14.4 万円を超える額

・ 乙の基準日世帯主合算額：④

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
乙に係る支給申請	乙	C 国保	なし	④	④のうち 14.4 万円を超える額

・ 丙の基準日被保険者合算額：⑤

・ 丙の元被扶養者合算額：③

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
丙・乙に係る支給申請	丙	B 健保	なし	③・⑤	③のうち 14.4 万円を超える額 ⑤のうち 14.4 万円を超える額

ケース 3-3

(1) 事例

基準日

(8/1)

計算期間

(7/31)

甲	① A国保の世帯主 (X世帯)	
乙	② A国保の世帯主 (Y世帯)	③ A国保の世帯員 (X世帯)
丙	④ A国保の世帯員 (Y世帯)	⑤ B広域の被保険者

(2) 支給方法

- ・ 甲の基準日世帯主合算額 : ①
- ・ 甲の基準日世帯員合算額 : ②+③

手続き内容	申請者	申請先の 保険者	必要添付 書類	申請先の 保険者 における計 算処理	申請先の保険者からの支給額
甲・乙に係る 支給申請	甲	A国保	なし	①・③	①のうち 14.4 万円を超える額 ②+③のうち 14.4 万円を超え る額の③相当額

- ・ 甲の基準日世帯員合算額 : ②+③
- ・ 乙の元世帯員合算額 : ④

手続き内容	申請者	申請先の 保険者	必要添付 書類	申請先の 保険者 における計 算処理	申請先の保険者からの支給額
乙・丙に係る 支給申請	乙	A国保	なし	②・④	②+③のうち 14.4 万円を超え る額の②相当額 ④のうち 14.4 万円を超える額

- ・ 丙の基準日被保険者合算額 : ⑤

手続き内容	申請者	申請先の 保険者	必要添付 書類	申請先の 保険者 における計 算処理	申請先の保険者からの支給額
丙に係る支給 申請	丙	B広域	なし	⑤	⑤のうち 14.4 万円を超える額

ケース 3-4

(1) 事例

基準日

(8/1)

計算期間

(7/31)

甲	① A国保の世帯主	
乙	② A国保の世帯員	③ C国保の世帯主
丙	④ B健保の被保険者	⑤ C国保の世帯員

(2) 支給方法

・ 甲の基準日世帯主合算額：①

・ 甲の元世帯員合算額：②

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
甲・乙に係る支給申請	甲	A国保	なし	①・②	①のうち14.4万円を超える額 ②のうち14.4万円を超える額

・ 乙の基準日世帯主合算額：③

・ 乙の基準日世帯員合算額：④+⑤

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
乙・丙に係る支給申請	乙	C国保	④の自己負担額証明書	③・④・⑤ →④をB健保に連絡	③のうち14.4万円を超える額 ④+⑤のうち14.4万円を超える額の⑤相当額
丙に係る④の自己負担額証明書交付申請兼支給申請	丙	B健保	なし		④+⑤のうち14.4万円を超える額の④相当額

ケース 3-5

(1) 事例

基準日

(8/1)

計算期間

(7/31)

甲	① A国保の世帯主 (P世帯)	
乙	② A国保の世帯主 (Q世帯)	③ A国保の世帯員 (P世帯)
丙	④ A国保の世帯員 (Q世帯)	⑤ A国保の世帯主 (R世帯)

(2) 支給方法

- ・ 甲の基準日世帯主合算額 : ①
- ・ 甲の基準日世帯員合算額 : ②+③
- ・ 乙の元世帯員合算額 : ④

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
甲・乙に係る支給申請	甲	A国保	なし	①・③	①のうち 14.4 万円を超える額 ②+③のうち 14.4 万円を超える額の③相当額
乙・丙に係る支給申請	乙	A国保	なし	②・④	②+③のうち 14.4 万円を超える額の②相当額 ④のうち 14.4 万円を超える額

- ・ 丙の基準日世帯主合算額 : ⑤

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
丙に係る支給申請	丙	A国保	なし	⑤	⑤のうち 14.4 万円を超える額

ケース 3-6

(1) 事例

基準日

(8/1)

計算期間

(7/31)

甲	① A 健保の被保険者	
乙	② B 健保の被保険者	③ A 健保の被扶養者
丙	④ B 健保の被扶養者	⑤ A 健保の被扶養者

(2) 支給方法

- ・ 甲の基準日被保険者合算額：①
- ・ 甲の基準日被扶養者合算額：②+③
- ・ 甲の基準日被扶養者合算額：⑤

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
甲・乙・丙に係る支給申請	甲	A 健保	②・④の自己負担額証明書	①・②・③・⑤ →②をB健保に連絡	①のうち 14.4 万円を超える額 ②+③のうち 14.4 万円を超える額の③相当額 ⑤のうち 14.4 万円を超える額
乙・丙に係る②・④の自己負担額証明書交付申請兼支給申請	乙	B 健保	なし		②+③のうち 14.4 万円を超える額の②相当額

- ・ 乙の元被扶養者合算額：④

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
丙に係る支給申請	乙	B 健保	なし	④	④のうち 14.4 万円を超える額

ケース 3-7

(1) 事例

基準日

(8/1)

計算期間

(7/31)

甲	① A 健保の被保険者	② D 国保の世帯主
乙	③ B 健保の被保険者	④ D 国保の世帯員
丙	⑤ C 国保の世帯主	⑥ D 国保の世帯員

(2) 支給方法

- ・ 甲の基準日世帯主合算額：①+②
- ・ 甲の基準日世帯員合算額：③+④、⑤+⑥

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
甲・乙・丙に係る支給申請	甲	D 国保	①の自己負担額証明書 ③の自己負担額証明書 ⑤の自己負担額証明書	①・②・③・④・⑤・⑥ →①をA健保に連絡 →③をB健保に連絡 →⑤をC国保に連絡	①+②のうち 14.4 万円を超える額の②相当分 ③+④のうち 14.4 万円を超える額の④相当分 ⑤+⑥のうち 14.4 万円を超える額の⑥相当分
甲に係る①の自己負担額証明書交付申請兼支給申請	甲	A 健保	なし		①+②のうち 14.4 万円を超える額の①相当分
乙に係る③の自己負担額証明書交付申請兼支給申請	乙	B 健保	なし		③+④のうち 14.4 万円を超える額の③相当分
丙に係る⑤の自己負担額証明書交付申請兼支給申請	丙	C 国保	なし		⑤+⑥のうち 14.4 万円を超える額の⑤相当分

ケース 3-8

(1) 事例

基準日

(8/1)

計算期間

(7/31)

甲	① A 健保の被保険者		
乙	② B 健保の被保険者	③ A 健保の被扶養者	
丙	④ B 健保の被扶養者	⑤ A 健保の被扶養者	⑥ C 国保の世帯主

(2) 支給方法

- ・ 甲の基準日被保険者合算額 : ①
- ・ 甲の基準日被扶養者合算額 : ②+③
- ・ 甲の元被扶養者合算額 : ⑤

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
甲・乙・丙に係る支給申請	甲	A 健保	②・④の自己負担額証明書	①・②・③・⑤ →②をB健保に連絡	①のうち 14.4 万円を超える額 ②+③のうち 14.4 万円を超える額の③相当額 ⑤のうち 14.4 万円を超える額
乙・丙に係る②・④の自己負担額証明書交付申請兼支給申請	乙	B 健保	なし		②+③のうち 14.4 万円を超える額の②相当額

- ・ 乙の元被扶養者合算額 : ④

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
丙に係る支給申請	乙	B 健保	なし	④	④のうち 14.4 万円を超える額

- ・ 丙の基準日世帯主合算額 : ⑥

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
丙に係る支給申請	丙	C 国保	なし	⑥	⑥のうち 14.4 万円を超える額

ケース 3-9

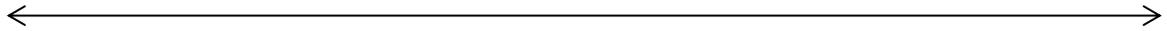
(1) 事例

基準日

(8/1)

計算期間

(7/31)



甲	① A国保の世帯主	② A国保の世帯員	③ B広域の被保険者
乙	④ A国保の世帯員	⑤ A国保の世帯員	⑥ C広域の被保険者
丙	⑦ A国保の世帯員	⑧ A国保の世帯主	⑨ D広域の被保険者

(2) 支給方法

- ・ 甲の基準日被保険者合算額：①+③
- ・ 甲の元世帯員合算額：④、⑦

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
甲に係る支給申請	甲	B広域	①・④・⑦の自己負担額証明書	①・③・④・⑦ →①、④、⑦をA国保に連絡	①+③のうち 14.4万円を超える額の③相当額
甲・乙・丙に係る①・④・⑦の自己負担額証明書交付申請兼支給申請	甲	A国保	なし		①+③のうち 14.4万円を超える額の①相当額 ④のうち 14.4万円を超える額 ⑦のうち 14.4万円を超える額

- ・ 乙の基準日被保険者合算額：⑥

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
乙に係る支給申請	乙	C広域	なし	⑥	⑥のうち 14.4万円を超える額

- ・ 丙の基準日被保険者合算額：⑧+⑨
- ・ 丙の元世帯員合算額：②、⑤

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
丙に係る支給申請	丙	D広域	②・⑤・⑧の自己負担額証明書	②・⑤・⑧・⑨ →②、⑤、⑧をA国保に連絡	⑧+⑨のうち 14.4万円を超える額の⑨相当額
甲・乙・丙に係る②・⑤・⑧の自己負担額証明書交付申請兼支給申請	丙	A国保	なし		②のうち 14.4万円を超える額 ⑤のうち 14.4万円を超える額 ⑧+⑨のうち 14.4万円を超える額の⑧相当額

ケース 3-10

(1) 事例

基準日

(8/1)

計算期間

(7/31)

甲	① A国保の世帯主	② B国保の世帯主	③ C広域の被保険者
乙	④ A国保の世帯員	⑤ B国保の世帯員	⑥ B国保の世帯主
丙	⑦ A国保の世帯員	⑧ B国保の世帯員	⑨ B国保の世帯員

(2) 支給方法

- ・ 甲の基準日世帯主合算額：①+②+③
- ・ 甲の元世帯員合算額：④+⑤、⑦+⑧

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
甲に係る支給申請	甲	C広域	①・④・⑦の自己負担額証明書 ②・⑤・⑧の自己負担額証明書	①・②・③・④・⑤・⑦・⑧ →①、④、⑦をA国保に連絡 →②・⑤・⑧をB国保に連絡	①+②+③のうち14.4万円を超える額の③相当額
甲・乙・丙に係る①・④・⑦の自己負担額証明書交付申請兼支給申請	甲	A国保	なし		①+②+③のうち14.4万円を超える額の①相当額 ④+⑤のうち14.4万円を超える額の④相当額 ⑦+⑧のうち14.4万円を超える額の⑦相当額
甲・乙・丙に係る②・⑤・⑧の自己負担額証明書交付申請兼支給申請	甲	B国保	なし		①+②+③のうち14.4万円を超える額の②相当額 ④+⑤のうち14.4万円を超える額の⑤相当額 ⑦+⑧のうち14.4万円を超える額の⑧相当額

- ・ 乙の基準日世帯主合算額：⑥
- ・ 乙の基準日世帯員合算額：⑨

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
乙・丙に係る支給申請	乙	B国保	なし	⑥・⑨	⑥のうち14.4万円を超える額 ⑨のうち14.4万円を超える額

<ケース4：擬制世帯主がいるケース>

ケース4-1

(1) 事例

基準日

(8/1)

計算期間

(7/31)

←	→
甲	① B広域の被保険者（A国保の擬制世帯主）
乙	② A国保の世帯員

(2) 支給方法

- ・ 甲の基準日被保険者合算額：①
- ・ 甲の基準日世帯員合算額：②

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
甲に係る支給申請	甲	B広域	なし	①	①のうち14.4万円を超える額
乙に係る支給申請	擬制世帯主としての甲	A国保	なし	②	②のうち14.4万円を超える額

ケース 4-2

(1) 事例

(8/1)

計算期間

基準日

(7/31)

甲	① A 健保の被保険者	
乙	② A 健保の被扶養者	③ B 国保の世帯員 (甲が擬制世帯主)

(2) 支給方法

- ・ 甲の基準日被保険者合算額 : ①
- ・ 甲の基準日世帯員合算額 : ②+③

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
甲に係る支給申請	甲	A 健保	なし	①	①のうち 14.4 万円を超える額
甲・乙に係る①・②の自己負担額証明書交付申請兼支給申請	擬制世帯主としての甲	A 健保	なし	/	②+③のうち 14.4 万円を超える額の②相当額
乙に係る支給申請	擬制世帯主としての甲	B 国保	①・②の自己負担額証明書	②・③ →②を A 健保に連絡	②+③のうち 14.4 万円を超える額の③相当額

ケース 4-3

(1) 事例

(8/1)

計算期間

基準日

(7/31)

甲	① B 健保の被保険者 (A 国保の擬制世帯主)	② A 国保の世帯主
乙	③ A 国保の世帯員	

(2) 支給方法

- ・ 甲の基準日世帯主合算額：①+②
- ・ 甲の基準日世帯員合算額：③

手続き内容	申請者	申請先の 保険者	必要添 付書類	申請先の保険者 における計算処 理	申請先の保険者からの支給額
甲・乙に係 る支給申請	甲	A 国保	①の自 己負担 額証明 書	①・②・③ →①をB 健保に 連絡	①+②のうち 14.4 万円を超え る額の②相当額 ③のうち 14.4 万円を超える額
甲に係る① の自己負担 額証明書交 付申請兼支 給申請	甲	B 健保	なし		①+②のうち 14.4 万円を超え る額の①相当額

ケース4-4

(1) 事例

基準日

(8/1)

計算期間

(7/31)

甲	① A国保 の世帯主	② A国保 の世帯員	③ A国保 の世帯主	④ B健保の被保険者 (A国保の擬制世帯主)
乙	⑤ A国保 の世帯員	⑥ A国保 の世帯主	⑦ A国保の世帯員	

(2) 支給方法

- ・ 甲の基準日被保険者合算額：①+②+③+④
- ・ 甲の基準日世帯員合算額：⑤+⑥+⑦

手続き内容	申請者	申請先の 保険者	必要添付 書類	申請先の保険 者における計 算処理	申請先の保険者からの支給額
甲に係る支給 申請	甲	B健保	①・③・ ⑤・⑦の 自己負担 額証明書 ②・⑥の 自己負担 額証明書	①・②・③・ ④ →①、②、③ をA国保に連 絡	①+②+③+④のうち 14.4 万円 を超える額の④相当額
甲・乙に係る ①・③・⑤・ ⑦の自己負担 額証明書交付 申請兼支給申 請	甲	A国保	なし	/	①+②+③+④のうち 14.4 万円 を超える額の①+③相当額
乙に係る支給 申請	擬制世帯 主 としての 甲	A国保	なし	⑤・⑦	⑤+⑥+⑦のうち 14.4 万円を超 える額の⑤+⑦相当額
甲・乙に係る ②・⑥の自己 負担額証明書 交付申請兼支 給申請	乙	A国保	なし	/	①+②+③+④のうち 14.4 万円 を超える額の②相当額
乙に係る支給 申請	乙	A国保	なし	⑥	⑤+⑥+⑦のうち 14.4 万円を超 える額の⑥相当額

<ケース5：期中精算のケース>

ケース5-1

(1) 事例

基準日

(8/1)

計算期間

(7/31)



(2) 支給方法

・ 甲の基準日世帯員合算額（期中精算）：③

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
乙に係る支給申請	甲	A国保	なし	③	③のうち 14.4 万円を超える額

・ 甲の基準日被保険者合算額：①+②

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
甲に係る支給申請	甲	B広域	①・③の自己負担額証明書	①・② →①をA国保に連絡	①+②のうち 14.4 万円を超える額の②相当額
甲・乙に係る①・③の自己負担額証明書交付申請兼支給申請	甲	A国保	なし		①+②のうち 14.4 万円を超える額の①相当額

ケース 5-2

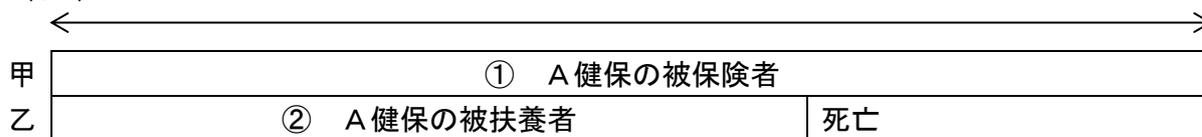
(1) 事例

(8/1)

計算期間

基準日

(7/31)



(2) 支給方法

・ 甲の基準日被扶養者合算額（期中精算）：②

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
乙に係る支給申請	甲	A 健保	なし	②	②のうち 14.4 万円を超える額

・ 甲の基準日被保険者合算額：①

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
甲に係る支給申請	甲	A 健保	なし	①	①のうち 14.4 万円を超える額

ケース 5-3

(1) 事例

(8/1)

計算期間

基準日

(7/31)

甲	① A 健保の被保険者	死亡
乙	② A 健保の被扶養者	③ B 国保の世帯主

(2) 支給方法

- ・ 甲の基準日被保険者合算額（期中精算）：①
- ・ 甲の基準日被扶養者合算額（期中精算）：②

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
甲・乙に係る支給申請	甲の相続権者	A 健保	なし	①・②	①のうち 14.4 万円を超える額 ②のうち 14.4 万円を超える額

- ・ 乙の世帯主合算額：③

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
乙に係る支給申請	乙	B 国保	なし	③	③のうち 14.4 万円を超える額

ケース 5-5

(1) 事例

基準日

(8/1)

計算期間

(7/31)

甲	① A国保の世帯主	② B国保の世帯主	③ C広域の被保険者
乙	④ A国保の世帯員	⑤ B国保の世帯員	⑥ D国保の世帯主 死亡

(2) 支給方法

・乙の基準日世帯主合算額（期中精算）：⑥

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
乙に係る支給申請	乙	D国保	なし	⑥	⑥のうち 14.4 万円を超える額

・甲の基準日被保険者合算額：①+②+③

・甲の元世帯員合算額：④+⑤

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
甲に係る支給申請	甲	C広域	①・④の自己負担額証明書 ②・⑤の自己負担額証明書	①・②・③・④・⑤ →①、④をA国保に連絡 →②、⑤をB国保に連絡	①+②+③のうち 14.4 万円を超える額の③相当額
甲・乙に係る①・④の自己負担額証明書交付申請兼支給申請	甲	A国保	なし		①+②+③のうち 14.4 万円を超える額の①相当額 ④+⑤のうち 14.4 万円を超える額の④相当額
甲・乙に係る②・⑤の自己負担額証明書交付申請兼支給申請	甲	B国保	なし		①+②+③のうち 14.4 万円を超える額の②相当額 ④+⑤のうち 14.4 万円を超える額の⑤相当額

ケース 5-6

(1) 事例

基準日

(8/1)

計算期間

(7/31)

甲	① A国保の世帯主	死亡		
乙	② A国保の世帯員	③ A国保の世帯主	④ B広域の被保険者	

(2) 支給方法

- ・ 甲の基準日被保険者合算額（期中精算）：①
- ・ 甲の基準日世帯員合算額（期中精算）：②

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
甲・乙に係る支給申請	甲の相続権者	A国保	なし	①・②	①のうち 14.4 万円を超える額 ②のうち 14.4 万円を超える額

- ・ 乙の基準日被保険者合算額：③・④

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
乙に係る支給申請	乙	B広域	③の自己負担額証明書	③・④ →③をA国保に連絡	③+④のうち 14.4 万円を超える額の④相当額
乙に係る③の自己負担額証明書交付申請兼支給申請	乙	A国保	なし	なし	③+④のうち 14.4 万円を超える額の③相当額

ケース 5-7

(1) 事例

基準日

(8/1)

計算期間

(7/31)

甲	① A国保の世帯主	② A国保の世帯員	死亡
乙	③ A国保の世帯員	④ A国保の世帯主	⑤ B広域の被保険者

(2) 支給方法

- ・ 乙の基準日世帯員合算額（期中精算）：①+②
- ・ 甲の元世帯員合算額（期中精算）：③

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
甲に係る支給申請	乙	A国保	なし	②	①+②のうち 14.4万円を超える額の②相当額
甲に係る支給申請	甲の相続権者	A国保	なし	①・③	①+②のうち 14.4万円を超える額の①相当額 ③のうち 14.4万円を超える額

- ・ 乙の基準日被保険者合算額：④+⑤

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
乙に係る支給申請	乙	B広域	②・④の自己負担額証明書	④・⑤ →④をA国保に連絡	④+⑤のうち 14.4万円を超える額の⑤相当額
甲・乙に係る②・④の自己負担額証明書交付申請兼支給申請	乙	A国保	なし		④+⑤のうち 14.4万円を超える額の④相当額

ケース5-9

(1) 事例

(8/1)

計算期間

基準日

(7/31)

甲	① A国保の世帯主	② B国保の世帯主
乙	③ A国保の世帯員	死亡
丙	④ A国保の世帯員	⑤ B国保の世帯員

(2) 支給方法

- ・ 甲の基準日世帯員合算額（期中精算）：③

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
乙に係る支給申請	甲	A国保	なし	③	③のうち14.4万円を超える額

- ・ 甲の基準日世帯主合算額：①+②
- ・ 甲の基準日世帯員合算額：④+⑤

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
甲・丙に係る支給申請	甲	B国保	①・③・④の自己負担額証明書	①・②・④・⑤ →①、④をA国保に連絡	①+②のうち14.4万円を超える額の②相当分 ④+⑤のうち14.4万円を超える額の⑤相当分
甲・乙・丙に係る①・③・④の自己負担額証明書交付申請兼支給申請	甲	A国保	なし		①+②のうち14.4万円を超える額の①相当分 ④+⑤のうち14.4万円を超える額の④相当分

ケース5-10

(1) 事例

基準日

(8/1)

計算期間

(7/31)

甲	① A国保の世帯主	② B国保の世帯主
乙	③ A国保の世帯員	④ B国保の世帯員 死亡
丙	⑤ A国保の世帯員	⑥ B国保の世帯員

(2) 支給方法

・ 甲の基準日世帯員合算額（期中精算）：③+④

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
乙に係る支給申請	甲	B国保	①・③・⑤の自己負担額証明書	③・④ →③をA国保に連絡	③+④のうち14.4万円を超える額の④相当分
甲・乙・丙に係る①・③・⑤の自己負担額証明書交付申請兼支給申請	甲	A国保	なし		③+④のうち14.4万円を超える額の③相当分

・ 甲の基準日世帯主合算額：①+②

・ 甲の基準日世帯員合算額：⑤+⑥

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
甲、丙に係る支給申請	甲	B国保	①・③・⑤の自己負担額証明書	①・②・⑤・⑥ →①、⑤をA国保に連絡	①+②のうち14.4万円を超える額の②相当分 ⑤+⑥のうち14.4万円を超える額の⑥相当分
甲・乙・丙に係る①・③・⑤の自己負担額証明書交付申請兼支給申請	甲	A国保	なし		①+②のうち14.4万円を超える額の①相当分 ⑤+⑥のうち14.4万円を超える額の⑤相当分

ケース5-11

(1) 事例

基準日

(8/1)

計算期間

(7/31)

甲	① A市国保の世帯主	死亡
乙	② A市国保の世帯員	③ A市国保の世帯主
丙	④ A市国保の世帯員	⑤ A市国保の世帯員

(2) 支給方法

- ・ 甲の基準日世帯主合算額（期中精算）：①
- ・ 甲の基準日世帯員合算額（期中精算）：②、④

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
甲・乙・丙に係る支給申請	甲の相続権者	A国保	なし	①・②・④	①のうち14.4万円を超える額 ②のうち14.4万円を超える額 ④のうち14.4万円を超える額

- ・ 乙の基準日世帯主合算額：③
- ・ 乙の基準日世帯員合算額：⑤

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
乙・丙に係る支給申請	乙	A国保	なし	③・⑤	③のうち14.4万円を超える額 ⑤のうち14.4万円を超える額

ケース5-12

(1) 事例

基準日

(8/1)

計算期間

(7/31)

甲	① A国保の世帯主	② B国保の世帯主	死亡
乙	③ A国保の世帯員	④ B国保の世帯員	⑤ B国保の世帯主
丙	⑥ A国保の世帯員	⑦ B国保の世帯員	⑧ B国保の世帯員

(2) 支給方法

- ・ 甲の基準日世帯主合算額（期中精算）：①+②
- ・ 甲の基準日世帯員合算額（期中精算）：③+④、⑥+⑦

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
甲・乙・丙に係る支給申請	甲の相続権者	B国保	①・③・⑥の自己負担額証明書	①・②・③・④・⑥・⑦ →①、③、⑥をA国保に連絡	①+②のうち14.4万円を超える額の②相当分 ③+④のうち14.4万円を超える額の④相当分 ⑥+⑦のうち14.4万円を超える額の⑦相当分
甲・乙・丙に係る①・③・⑥の自己負担額証明書交付申請兼支給申請書	甲の相続権者	A国保	なし		①+②のうち14.4万円を超える額の①相当分 ③+④のうち14.4万円を超える額の③相当分 ⑥+⑦のうち14.4万円を超える額の⑥相当分

- ・ 乙の基準日世帯主合算額：⑤
- ・ 乙の基準日世帯員合算額：⑧

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
乙・丙に係る支給申請	乙	B国保	なし	⑤・⑧	⑤のうち14.4万円を超える額 ⑧のうち14.4万円を超える額

ケース 5-13

(1) 事例

基準日

(8/1)

計算期間

(7/31)

甲	① A国保の世帯主	死亡		
乙	② A国保の世帯員		③ A国保の世帯主	④ B広域の被保険者
丙	⑤ A国保の世帯員		⑥ A国保の世帯員	死亡

(2) 支給方法

- ・ 甲の基準日世帯主合算額（期中精算）：①
- ・ 甲の基準日世帯員合算額（期中精算）：②、⑤

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
甲・乙・丙に係る支給申請	甲の相続権者	A国保	なし	①・②・⑤	①のうち14.4万円を超える額 ②のうち14.4万円を超える額 ⑤のうち14.4万円を超える額

- ・ 乙の基準日世帯員合算額（期中精算）：⑥

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
丙に係る支給申請	乙	A国保	なし	⑥	⑥のうち14.4万円を超える額

- ・ 乙の基準日被保険者合算額：③+④

手続き内容	申請者	申請先の保険者	必要添付書類	申請先の保険者における計算処理	申請先の保険者からの支給額
乙に係る支給申請	乙	B広域	③・⑥の自己負担額証明書	③・④ →③をA国保に連絡	③+④のうち14.4万円を超える額の④相当額
乙・丙に係る③・⑥の自己負担額証明書交付申請兼支給申請	乙	A国保	なし		③+④のうち14.4万円を超える額の③相当額